

4月6日(土)～15日(月)の10日間

「春の全国交通安全運動」を実施します 重点の1番目は「自転車の安全利用の推進」

4月6日(土)～15日(月)の10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。今回は、運動の基本を「子どもと高齢者の交通事故防止」とし、自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)を重点の1番目に置いて、自転車事故の減少と自転車利用のルール、マナーの周知を図ります。他にも、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」「飲酒運転の根絶」「二輪車の交通事故防止」を重点に運動を推進します。

市内でも期間中、東久留米市交通安全協会を中心に交差点での街頭指導を行います。

詳しくは都市計画課街路交通計画係☎470・7768へ。



自転車安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
 - ② 車道は左側を通行(右側通行は禁止)
 - ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ④ 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号順守と一時停止・安全確認)
 - ⑤ 子どもはヘルメットを着用
- 自転車安全利用五則を守り、傘さし運転や自転車運転中の携帯電話の使用やヘッドホンを着用しながらの運転など、禁止されている行為は絶対に行わないようにしましょう

ご参加ください 「運転者講習会」

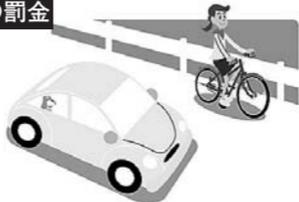
【日時】4月9日(火)午後2時～4時
【会場】市民プラザホール
【内容】交通安全映画の上映、田無警察担当官による交通安全の講話
【その他】運転者カードをお持ちの方は持参してください

「自転車安全利用五則」を守りましょう

① 自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。従って、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

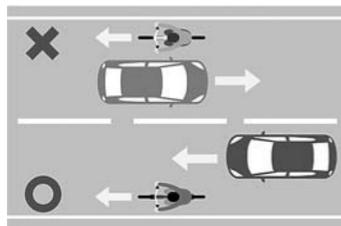
【罰則】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金



② 車道は左側を通行(右側通行は禁止)

自転車は車道の左側に寄って通行しなければなりません。

【罰則】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰則】2万円以下の罰金または料



⑤ 子どもはヘルメットを着用



児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

④ 安全ルールを守る 飲酒運転は禁止



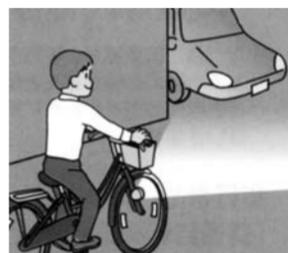
【罰則】5年以下の懲役または100万円以下の罰金

二人乗り・並進は禁止
※並進は「並進可」標識のある場所以外では禁止



【罰則】2万円以下の罰金または料

夜間はライトを点灯



【罰則】5万円以下の罰金

信号順守と交差点での一時停止・安全確認



【罰則】3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

市営西第10一時自転車駐車場 供用を4月から開始します

市営西第9自転車駐車場は3月末日で閉鎖となります。それに伴い、市営西第10一時自転車駐車場(自転車のみ)を4月から供用開始します(右図参照)。

利用については、自転車利用のみの機械式で、料金は100円です。なお、機械式のため、学割などの減免はありませんので、ご了承ください。駅前自転車等駐車場をご利用になる方



には、西第9自転車駐車場の閉鎖で誠に迷惑をお掛けしますが、西第10一時自転車駐車場のご利用もご検討ください。

詳しくは施設管理課☎470・7764へ。

市営自転車等駐車場と放置禁止区域
が自転車等放置禁止区域です



《今号の主な内容》
・土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります
・市が実施する「耐震相談会」をご利用ください
・東久留米市消防団第七分団詰所が新しくなりました
・春の「胃がん検診」を実施します

7面 4面 3面 2面